

平成 28 年度在宅医療・介護連携推進事業の実施について（案）

在宅医療・介護連携推進事業につきましては、平成 27 年度から新たに介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられ、市町村が実施主体となり、国において定められた 8 事業項目を可能な項目から取り組みをはじめ、平成 30 年 4 月までにすべて実施することになっている。

1 介護保険法に基づく地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業項目 （取組例は裏面参照）

- （ア） 地域の医療・介護の資源の把握
- （イ） 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- （ウ） 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- （エ） 医療・介護関係者の情報共有の支援
- （オ） 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （カ） 医療・介護関係者の研修
- （キ） 地域住民への普及啓発
- （ク） 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

2 平成 27 年度実施内容

（1）区役所

上記の（ア）（イ）（カ）（キ）の項目を実施

- ① 医療・介護の資源把握（リストの作成等）
- ② 在宅医療・介護連携推進のための会議の開催
- ③ 医療・介護関係者による多職種研修
- ④ 地域住民への普及啓発（講演会の実施、パンフレットの作成）

（2）健康局

上記の（ウ）（エ）（オ）の項目をモデル事業として、東成区において平成 27 年 8 月から実施

3 平成 28 年度実施予定（案）

（1）区役所

平成 27 年度実施内容の継続、発展【（ア）（イ）（カ）（キ）】

- ① 医療・介護の資源把握（マップの作成、更新等）
- ② 在宅医療・介護連携推進のための会議の開催
- ③ 医療・介護関係者による多職種研修
- ④ 地域住民への普及啓発（講演会の実施、パンフレットの作成）

（2）健康局

東成区におけるモデル事業【（ウ）（エ）（オ）】を 7 月まで継続実施し、8 月から 11 区において本格実施

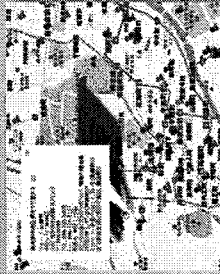
在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能の把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

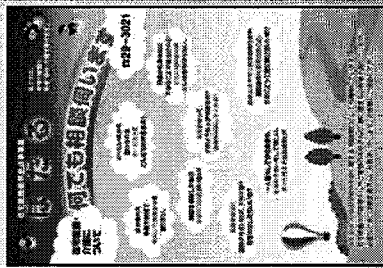
- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネートターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実践を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業概要（モデル事業）

1 目的

高齢者等が疾病を抱えても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け付ける窓口を設置し、在宅医療・介護連携支援コーディネーターが連携調整、情報提供等の支援を行うことにより、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制を構築することを目的とする。

2 定義

① 相談窓口の名称

『東成区在宅医療・介護連携相談支援室』

② 支援対象

原則、東成区民に対して支援を行っている医療・介護関係者
ただし、実情に応じて直接、地域住民に対応することも差し支えない

③ 支援内容

地域の医療機関や介護事業所等に対する連携調整や情報提供等
相談対象者については、原則、以下の者とする

- ・ 介護保険第1号被保険者（65歳以上）
- ・ 介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者で特定の疾病に該当する者）

3 業務内容

① 相談窓口の設置・運営

② 相談窓口の広報・周知

③ 医療機関や介護事業所等に関する情報収集及びリスト化

④ 医療・介護関係者からの相談受付及び支援（関係機関との調整や情報提供）

⑤ 本市が開催する在宅医療・介護連携に関する会議・研修等への参加、協力

⑥ 地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議等（在宅医療・介護連携に関する事項）に出席するなど関係機関との連携強化

⑦ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた検討

⑧ 医療・介護関係者間の情報共有の支援

4 実施日等

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

5 在宅医療・介護連携支援コーディネーター

医療・看護職、医療ソーシャルワーカーなど医療に関する知識を有し、かつ、介護支援専門資格を持つなど介護に関する知識も有し、実務経験を有する者で、相談内容に対し適切な対応ができる者